

## 府中市建設工事における下請に施工させる場合の留意事項

下請契約に関して、建設業法及びその関連通達等のほか、本留意事項を十分に確認のうえ、適正な元請及び下請関係の周知徹底を図っていただきますようご協力をお願いします。

### 1 下請契約について

(1) 建設業法に規定する「下請契約」とは、建設工事の全部又は一部の完成を目的として締結される請負契約のため、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、下請契約に該当しません。

以下に示す例は下請契約に該当しないため、下請負届の提出は必要ありません。

例1 ダンプトラックによる土砂の運搬や生コンの輸送

ただし、残土置き場における敷均しやコンクリート圧送、打設を含む場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

例2 警備会社との契約による交通整理員の派遣

例3 建設機械のリース契約

ただし、オペレーター付きでリース契約をした場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

ただし、オペレーター付きでリース契約をする場合で、当該建設機械による作業内容が建設工事であるときは、労働派遣法で禁止されている建設業務への人材派遣と見なされることから、下請契約が必要となります。

例4 資材メーカーと取り交わした資材の製造、搬入を内容とする契約

ただし、トラッククレーン等による現場への設置までを内容とする契約の場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

(2) オペレーター付きリース契約や、他の建設会社から作業員の労務を受ける場合、建設業務は労働者派遣法第4条において適用除外とされているため、労働者派遣法違反となる恐れがあります。適正な下請契約を締結して下さい。

(3) 下請契約は総価による契約が原則です。やむを得ず単価による契約を締結する場合は、支払条件、支払方法等が標準契約約款とは異なりますので十分留意して下さい。

## 2 一括下請負について

建設業法第22条では、いかなる方法をもってするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（第1項）、及び建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含む。）が他の建設業者から請け負った建設工事を一括して請け負うこと（第2項）を禁止しています。

この規定を受けて、府中市においても一括下請負を全面的に禁止しています。

(1)「一括下請負」とは、元請負人がその下請け契約の施工に実質的に関与していると認められる場合を除き、次の場合をいいます。

ア 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請負わせる場合。（下記事例を参照）

例1 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事の全てを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に請け負わせる場合

例2 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

イ 請け負った工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合。（下記事例を参照）

例1 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうち1戸の工事を1社に下請負させる場合

例2 道路改良工事2キロメートルを請け負い、そのうち500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにも係らず、その工事を1社に下請負させる場合

(2)「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術的指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当しません。

具体的には、元請人が選任した監理技術者又は主任技術者（元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者）が現場に配置され、これらの技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型・品質管理、完成検査、安全管理、下請負人の施工調整・指導監督等のすべての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。

一括下請負に該当するか否かの判断を行う場合には、当該工事の現場に配置されている監理技術者又は主任技術者に対し、当該工事の施工に関する詳細について聴き取りを行う場合があります（当該聴き取りは、発注者側から監督員及び主任監督員、元請負人側から監理技術者又は主任技術者及び現場代理人が出席し、下請負人等の技術者など他の者の立会いは原則認めない方法により行います。）。当該聴き取り調査において監理技術者又は主任技術者が的確に返答できない場合には一括下請負に該当する可能性が極めて高いと判断します。

- (3) 一括下請負の禁止は、直接元請負人と1次下請人のみならず、2次以降の下請負にも適用されます。

### 3 建設工事の主たる部分の下請負について

- (1) 府中市では、以下の点について考慮し、府中市独自の判断として、当初請負代金額300万円未満の建設工事（建築一式工事、法面工事、舗装工事は除く。）について、「建設工事の主たる部分の下請負」を禁止します。

ア 建設業者の技術力は、単に実際の施工能力のみを指すわけではなく、施工管理能力も含めて考えるべきものではあるが、建設工事を請け負い、その工事の主たる部分又はその工事の大部分を元請負人が自ら施工しない場合、たとえ「実質的関与」が確保されていたとしても、建設業者の技術力を信用して発注を行った発注者の期待にできていないと受け取れる。

イ 「実質的関与」の定義や基準があいまいであるため、その判断が困難であり、建設業者においても公共発注者においても、個人の認識や考え方の違いが一括下請負に関する判断結果に大きく影響する。

ウ 下請負の額や建設工事全体に占める下請施工の割合が極めて高い場合でも、定められた技術者等を現場に配置している場合には、ほとんどのケースにおいて「実質的関与」が確保されていると判断されることから、次のことが懸念される。

(ア) 請け負った建設工事についてどれほど下請負させても問題ないとの誤解が生じやすく、このような誤解が一般化するおそれがある。

(イ) 建設業者における自社施工能力が低下するおそれがある。

(ウ) 実質的関与に関する誤った解釈から、建設業者の自覚がないまま、結果的に一括下請負を招いてしまうおそれがある。

(エ) 自社が請け負った建設工事を他の建設業者に下請負させることが一般化する可能性が高く、仮にそうなった場合には、特定業者間での「受注後の下請契約」を前提とした受注調整が行われる可能性を払拭できない。

- (オ) 建設工事1件あたりにおける下請施工の部分が多くなる傾向があるため、施工体制が複雑化しやすく、施工責任の所在が不明確となりやすい。
- (2) 「建設工事の主たる部分」とは、原則として建設工事における以下に掲げるもの以外のすべての部分を指し、当該「工事の主たる部分」に該当するか否かの判断は、工事担当課の長及び監督職員が行います。
- ア 建設工事が一式工事である場合における他の工事種別に該当する工事
  - イ 建設工事が専門工事である場合における他の工事種別に該当する附帯工事
  - ウ 仮設工に該当する工事
  - エ 準備工に該当する工事
  - オ 雑工に該当する工事
  - カ その他基礎的又は準備的工事に該当する工事
- (3) 上記(2)のほかに、建設工事の一部につき下請契約を認めない部分としてあらかじめ仕様書に記入する場合があります。

#### 4 社会保険等未加入対策について

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、市発注工事においては、受注者が社会保険未加入業者と一次下請契約することを原則禁止します。

ただし、社会保険未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であって府中市が必要であると認める場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができます。この場合において、受注者は、府中市の指定する期間内に、当該社会保険未加入建設業者が社会保険等に加入した事実を確認することができる書類を発注者に提出しなければなりません。

##### ☆特別の事情について

府中市が「特別な事情」があると認めた場合は、府中市が指定する期間（1か月）内に当該建設業者が社会保険等に加入することを条件に、一次下請契約が認められます。

#### **「特別な事情」とは**

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合をいいます。

#### **「特別の事情」に該当しないと考えられる例**

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

## **5 建設業の許可について**

建設業法が規定する許可を要しない軽微な工事の範囲は、工事1件の請負代金額が500万円未満（建築一式工事に該当する場合は1,500万円未満又は延べ面積が1,500平方メートル未満の木造住宅）の工事です。

## **6 市内業者活用の促進について**

府中市では、従来から建設工事の発注に当たっては、市内経済の活性化及び市内業者の育成・振興を図る観点から、市内業者の受注拡大に努めています。可能な限り、府中市内に営業所を有する者の中から選定していただくようお願いします。

また、市内業者だけを対象とした指名競争入札及び市内業者だけを入札参加要件に求めた一般競争入札案件の土木一式工事について、工事の一部を下請けさせる場合は、市内下請を原則としますので、次の事に注意して下さい。

- (1) 高度又は特殊な技術を要し技術的に対応できる業者が府中市内に存在しない等の合理的な理由の提出がなされ、承認する場合はこの限りではないものとします。
- (2) やむを得ず市外業者に下請けする場合は、下請契約前に「市外下請を必要とする理由書（以下「理由書」という。）を提出して下さい。理由書の提出がなされ、承諾した後で、下請契約を締結して下さい。
- (3) 当該工事に市外下請を認める部分としてあらかじめ仕様書に記入しています。その場合、理由書の提出は必要ありません。

## 7 施行体制台帳及び施工体系図の写しの提出について

建設工事における下請負契約は、どんなに少額なものであっても、元請負業者及び下請負業者間できちんと契約書取り交わす必要があります。

下請負契約は、場合によっては建設工事における責任関係を分かりづらいものにしてしまう側面があります。しっかりとした下請負契約がなされていない場合、万が一工事事故が発生してしまった時には、元請負業者、下請負業者、そして当該建設作業に従事している方個人にまでもが重大な局面に立たされる危険性があります。

また、下請金額にかかわらず下請負契約を締結する全ての公共工事について、施工体制台帳及び施工体系図の作成及び工事現場に備え置くことが義務付けられています。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出することが求められています。

